

百石町四丁目公民館

避難所運営マニュアル

- ※ このマニュアルは、地震発生後、津波警報が解除された後で、百石町四丁目公民館が活用できる状態であること（津波などの浸水がない・地震による損傷がない場合など）を前提として作成しています。
- ※ 活用できる状態にない場合は、ほかの避難所の状況などを確認の上、活用可能な避難所を利用してください。



まずは津波から命を守りましょう！
当該地域には津波のおそれがあります。
津波警報などが解除されるまでは津波避難
場所で津波から命を守りましょう。

★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化
するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に
協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。

百石町四丁目公民館避難所運営マニュアルについて

① 百石町四丁目公民館の位置付け

百石町四丁目公民館は、避難所ですが、**津波避難場所** (※) ではありません。

※津波から一時的に避難するための場所



百石町四丁目公民館は、南海トラフ地震が発生した際には浸水する可能性が非常に高いです。

発災時は揺れが収まったら、すぐに小学校などの津波避難ビルや山などの高い場所へ避難し、百石町四丁目公民館へは、津波警報などが解除され、避難場所から安全に移動できるようになってから向かいましょう。

② 避難所とは

避難所とは、災害により自宅が倒壊した場合やライフラインが使えなくなった場合などに、避難生活を送る施設のことです。



※ 津波から避難するための場所 (津波避難場所) ではありません。

■ 避難所は必要に応じて開設しましょう

必ずしも百石町四丁目公民館を開設しなくてはならないわけではありませんので、百石町四丁目公民館での避難生活を希望される方で開設・運営しましょう。



③ 避難所運営マニュアルとは

避難所運営マニュアルとは、南海トラフ地震のような大規模災害時において地域住民をはじめとする避難者が、避難所の開設・運営ができるよう避難所のルールや開設・運営に必要な手順を示したものです。

■ 避難所の開設・運営は住民同士の協力が不可欠です

大規模災害時には、行政職員が避難所へすぐに向かうことができず、避難所の初期の開設・運営は、地域住民で行う可能性が高いです。避難者で開設できるよう、日頃からマニュアルを確認しましょう。



運営スタッフ以外の避難者は屋外（※雨天時：軒下）で待機します。

● 待機場所の安全確認ができた上で、移動していただき、待機をお願いをしてください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です。（すでに避難している人がいる場合は再度案内をしましょう。）

- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと。

これから避難所の開設を始めます。



1 マニュアルを取り出します。

物置からマニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう。（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます。）

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で待機する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長を繋ぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないように常に情報、状況の共有を図ってください。

目次

避難所運営の流れ

1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4 基本情報

- 4 基本情報